

示例1)もある。

また、TCFD提言に賛同を表明している旨やTCFDコンソーシアムに参加している旨言及する例(大和ハウス工業(株)、(株)長谷工コーポレーション)や、TCFD提言の項目(「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」)ごとに分析を開示する例(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ(開示例2)、(株)日立製作所)、シナリオ分析の実施に言及する例(三井物産(株)、積水ハウス(株))も存在する。さらに温室効果ガス排出実質ゼロに向けた具体的な数値目標を掲げる例(ダイキン工業(株))も存在する。

なお、GPIFは、2022年3月23日付で、運用機関5社の選定による「優れたTCFD開示」を公表した⁽⁹⁾。特に多くの運用機関から高い評価を得た例としては、シナリオ分析の結果と戦略への反映等を丁寧に説明している例(キリンホールディングス(株))や、各提言項目について詳細な開示を行っている例(株)リコー、(株)三菱UFJフィナンシャルグループ)、詳細なシナリオ分析を実施した例(株)日立製作所)がある。

(9) 年金積立金管理運用独立行政法人「GPIF」の

国内株式運用機関が選ぶ「優れたコーポレート・ガバナンス報告書」(2022年3月15日)
(10) 年金積立金管理運用独立行政法人「GPIF」の国内株式運用機関が選ぶ「優れたTCFD開示」(2022年3月23日)

今後の実務のポイント

2021年のコード改訂のなかでも、想定以上に踏み込んだ記載がなされた事項の1つがTCFD開示であり、結果として、プライム市場選択企業にとっても、その開示は道半ばというのが現状である。まずは、適切なTCFD開示やその拡充に向

けて対応を続けていくステージにあるといえる。

なお、TCFDと同等の枠組みに基づく開示とは、国際会計基準の設定主体であるIFRS財団において定められている、気候変動を含むサステナビリティに関する統一的な開示の枠組みと理解されている。IFRS財団は、国際サステナビリティ基準委員会(ISSB)を設立するとともに、気候関連開示のプロトタイプを公表した⁽¹¹⁾。これによって、気候変動開示の基準の整備が進むと期

待される一方で、ISSBの気候変動開示のプロトタイプは、TCFDよりも具体的に詳細な開示を求めるものであり、これが標準となった場合は、気候変動について高い水準での開示が求められる可能性もある。各社は今後の動きを注視する必要がある(2022年3月31日に、気候関連開示の基準案が公表された)。

(11) “Climate-related Disclosures Prototype”
<https://www.ifsr.org/content/dam/ifsr/groups/twgg/twgg-climate-related-disclosures-prototype.pdf>

第4章

3分の1基準、支配株主、指名・報酬委員会 社外取締役の独立性に係る 対応上の留意点

(この章のエッセンス)

●独立社外取締役の3分の1基準は、プライム市場選択企業のほとんどがクリアする状況である。また、取締役会の過半数となる状況も少しずつ視野に入ってきている。

●支配株主を有する上場会社については、当面は、特別委員会の設置や補充原則4-8③のエクスペリエンの増加が見込まれる。

●独立した指名委員会・報酬委員会の設置は進んできているが、プライム市場選択企業に求められる新

たな開示のレベル、深度にはばらつきが多く、見直しの余地がある。